

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置） Ⅱ－２－１－１ 意義</p> <p>銀行は、預金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる銀行にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、銀行の財務の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>Ⅱ－２－１－２ 監督手法・対応</p> <p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（以下「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p> <p>（１）命令発動の前提となる自己資本比率 「区分等を定める命令」第１条第１項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率）</p>	<p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置） Ⅱ－２－１－１ 意義</p> <p>銀行は、預金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる銀行にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、銀行の財務の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>Ⅱ－２－１－２ 監督手法・対応</p> <p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（以下「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p> <p>（１）命令発動の前提となる自己資本比率 「区分等を定める命令」第１条第１項及び第２項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率</p> <p>(注) 本監督指針における自己資本比率の具体的計数は、明示的な規定のない限り、便宜的に、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率である国内基準の数値を用いることとするが、海外営業拠点を有する銀行にあっては、<u>国際統一基準の数値(特に注書のない限り、国内基準値の2倍の計数)</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率4%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、</p>	<p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率</p> <p>(注) 本監督指針における自己資本比率の具体的計数は、明示的な規定のない限り、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率である国内基準の数値を用いることとし、海外営業拠点を有する銀行にあっては、<u>主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅲ-2-1-3 早期是正措置」に定める国際統一基準の自己資本比率の区分と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2) 「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率4%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 第1区分に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>③ 第2区分に係る措置の内容</p> <p>「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ 第2区分の2に係る措置の内容</p> <p>「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。</p>	<p>個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 第1区分に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>③ 第2区分に係る措置の内容</p> <p>「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ 第2区分の2に係る措置の内容</p> <p>「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>また、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。</p> <p>(3) 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)②から④を目途とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。</p> <p>例えば、<u>国際統一基準適用銀行</u>であれば、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に<u>自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等</u>であることが必要である。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える</p>	<p>また、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。</p> <p>(3) 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)②から④を目途とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。</p> <p>例えば、<u>国際統一基準行</u>であれば、少なくとも1年以内(原則として翌決算期まで)に<u>第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等</u>であることが必要である。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記（２）の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ－２－１－３（１）の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ－２－１－３ 「区分等を定める命令」第２条第１項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第２条第１項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>（１）銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として３か月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第１条第１項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>（注）増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>（２）（略）</p>	<p>を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記（２）の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ－２－１－３（１）の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ－２－１－３ 「区分等を定める命令」第２条第１項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第２条第１項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>（１）銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として３か月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第１条第１項又は第２項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>（注）増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>（２）（略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－１－５ 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第２区分の２の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が１％以上４％未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第２区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が２％以上４％未満の範囲に達したときは、当該時点において第１区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第２条第１項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第１条第１項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p>	<p>Ⅱ－２－１－５ 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第２区分の２の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が１％以上４％未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第２区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が２％以上４％未満の範囲に達したときは、当該時点において第１区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第２条第１項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第１条第１項又は第２項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等 Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 多様なリスクを総体的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、銀行自らの規模やリスク特性等に照らし、できる限り統合的なリスク管理の実施に努めているか。</p> <p>② 対象となる全てのリスクを可能な限り整合的な考え方で管理しているか。</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組みを評価・検証する際の着眼点の例示</p> <p>イ. 計量化の対象とするリスクカテゴリーを合理的に選択し、それらを整合的な考え方で計量化しているか。</p> <p>ロ. リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。</p> <p>ハ. 主要なリスクは、「自己資本の基本的項目 (Tier I)」でカバーされるようになっているか。</p> <p>ニ. 各リスクカテゴリー・各事業部門等へのリスク資本の配賦は、業務計画、収益計画等と整合性がとれているか。</p> <p>ホ. 各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような業務管理が適切に行われているか。</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p>	<p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等 Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 多様なリスクを総体的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、銀行自らの規模やリスク特性等に照らし、できる限り統合的なリスク管理の実施に努めているか。</p> <p>② 対象となる全てのリスクを可能な限り整合的な考え方で管理しているか。</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組みを評価・検証する際の着眼点の例示</p> <p>イ. 計量化の対象とするリスクカテゴリーを合理的に選択し、それらを整合的な考え方で計量化しているか。</p> <p>ロ. リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。</p> <p>ハ. 主要なリスクは、「自己資本の基本的項目 (Tier I)」<u>(国際統一基準行については普通株式等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本)</u>でカバーされるようになっているか。</p> <p>ニ. 各リスクカテゴリー・各事業部門等へのリスク資本の配賦は、業務計画、収益計画等と整合性がとれているか。</p> <p>ホ. 各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような業務管理が適切に行われているか。</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II-2-5 市場リスク II-2-5-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</p> <p>② アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額の 20%を超えるもの）に該当する銀行（<u>19 年 3 月期より適用</u>）</p> <p>(以下略)</p>	<p>II-2-5 市場リスク II-2-5-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</p> <p>② アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額（<u>国際統一基準行については総自己資本の額</u>）の 20%を超えるもの）に該当する銀行</p> <p>(以下略)</p>



中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p> <p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下（２）において同じ。）を控除項目の額（告示第 31 条第 1 項及び第 33 条に規定する控除項目の額をいう。以下（２）において同じ。）に含めず、告示第 32 条第 1 項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額、マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の</p>	<p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p> <p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下（２）において同じ。）を控除項目の額（告示第 31 条第 1 項及び第 33 条に規定する控除項目の額をいう。以下（２）において同じ。）に含めず、告示第 32 条第 1 項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額、マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>合計額をいう。以下（２）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注１）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>投資消去差額</u>の調整、未実現損益の消去、<u>配当金・役員賞与</u>の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注２）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイ. に掲げる額を控除し、ロ. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（<u>資本勘定</u>に属するものに限る。）</p> <p>ロ. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第 33 条から第 35 条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>③ 上記②ロ. において、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等との債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記②ロ. の分母の額を算定する。</p>	<p>合計額をいう。以下（２）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注１）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>のれん相当額</u>の調整、未実現損益の消去、<u>配当金の消去</u>等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注２）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイ. に掲げる額を控除し、ロ. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（<u>株主資本勘定</u>に属するものに限る。）</p> <p>ロ. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第 33 条から第 35 条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>③ 上記②ロ. において、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等との債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記②ロ. の分母の額を算定する。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>④ 上記②ロ. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、告示第 33 条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>⑤ その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</p>	<p>④ 上記②ロ. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、告示第 33 条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>⑤ その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</p>